

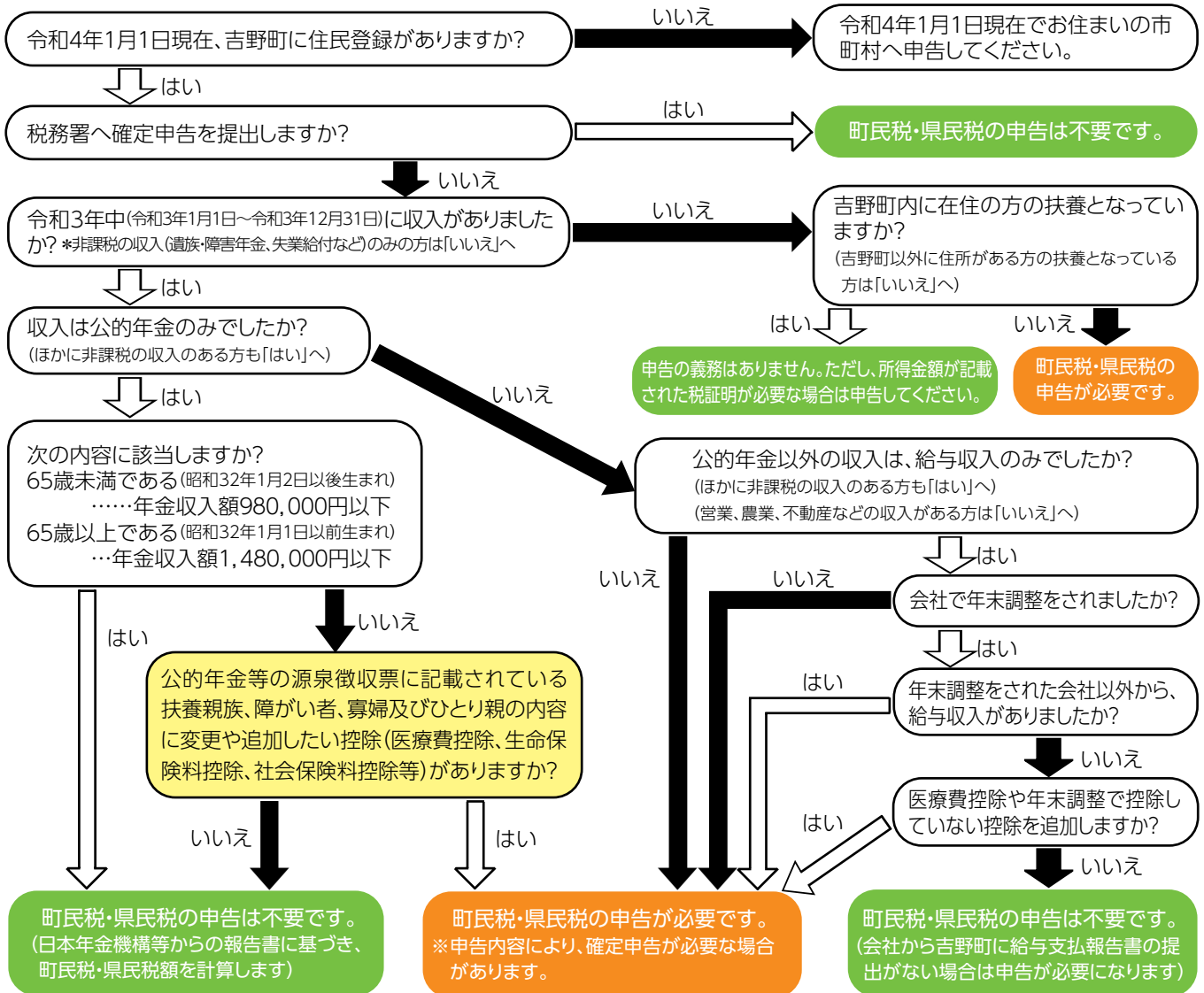
令和4年度 町民税・県民税の申告はお済みですか？

申告期限は3月15日(火)です

この申告は正しい税金計算のほか、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料などの算定、福祉医療制度や児童手当の給付など、各種行政サービスに影響する大切な手続きです。期限内に正しい申告をお願いします。

申告が必要か確かめてみましょう！

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください)



公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。

また、確定申告書を提出されない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている扶養親族、障がい者、寡婦及びひとり親の内容に変更や追加したい控除(医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除等)がある場合は、町民税・県民税申告書の提出が必要です。

令和4年度 固定資産価格等の縦覧の実施

縦覧できる帳簿の種類及び縦覧可能な方

- ①土地価格等縦覧帳簿
吉野町内に所在する土地に対して固定資産税が課税されている方
- ②家屋価格等縦覧帳簿
吉野町内に所在する家屋に対して固定資産税が課税されている方

縦覧期間・時間

4月1日(金)～5月31日(火) 8時30分～17時15分
(土・日・祝日等閉庁日除く)

縦覧場所 吉野町役場 町民税務課

- 納税義務者の方は、自己所有の固定資産についての固定資産課税台帳を通年(土・日・祝日等閉庁日を除く)閲覧できます。また、借地人・借家人の方も閲覧できますが、物件を確認できる書類(賃貸借契約書等)が必要です。
- 縦覧及び閲覧を希望される方は本人確認のため、納税者であることを確認できる書類(納税通知書または免許証、保険証等)の提示をお願いします。代理人の場合は委任状が必要です。

町民税務課からの訂正とお詫び

1月下旬に発送しました「令和4年度町民税・県民税の申告書」に同封の「申告の手引き」について、裏面記載の「⑦公的年金等(雑所得)の計算方法」の「区分」に誤りがありました。ここにお詫びし、訂正します。

区分 (正)	昭和32年1月2日以降に生まれた方
	昭和32年1月1日以前に生まれた方
(誤)	昭和31年1月2日以降に生まれた方
	昭和31年1月1日以前に生まれた方

◆お問い合わせ先 町民税務課 NTT…Tel(32)3081 | P直通…Tel(39)9062

国民健康保険被保険者証の有効期限日にご注意ください

令和3年4月より、吉野町の国民健康保険被保険者証の有効期限日を変更しました。例年どおりの3月中旬の被保険者証の発送はありません。現在、国民健康保険に加入している方の被保険者証の有効期限は、**令和4年7月31日**となっています。(※被保険者証の右上に記載の有効期限日をご確認ください。)

国民健康保険 第9期納期限 3月31日(木)

最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストアでお納めください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いします。

令和4年度～

被保険者証の更新日が**“8月1日”**に変わります

▶現在お持ちの被保険者証の有効期限
令和4年7月31日まで

▶新しい被保険者証の発送 7月中旬予定

※万が一、誤って破棄してしまった場合は、被保険者証の再発行ができますので、町民税務課までお申し出ください。

※令和4年8月1日より、65歳～74歳で国保に加入されている方がお持ちの高齢受給者証が、被保険者証とひとつになり、1枚の保険証カードとなります。

◆お問い合わせ先 町民税務課 国保担当 NTT…Tel(32)3081内線123 | P直通…Tel(39)9063